

## 大阪市立西淀川区老人福祉センターの指定管理予定者の選定について

大阪市では、大阪市立西淀川区老人福祉センターの選定にあたって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を開催し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたので、お知らせします。  
今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

### 1 指定管理予定者

名 称 社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会  
住 所 大阪市西淀川区千舟2丁目7番7号  
代表者 大垣 純一

### 2 指定管理予定期間

平成 31(2019)年 4 月 1 日～平成 36(2024)年 3 月 31 日 (5 年間)

### 3 選定会議による選定審査等

#### (1) 申請の経過

募集要項の配布期間	平成 30 年 6 月 29 日～平成 30 年 8 月 31 日
現地見学会	平成 30 年 7 月 30 日
申請書の受付期間	平成 30 年 8 月 23 日～平成 30 年 8 月 31 日

#### (2) 審査経過

第 1 回 平成 30 年 6 月 22 日  
第 3 回 平成 30 年 9 月 7 日

(第 2 回選定会議については他区老人福祉センターの指定管理予定者について審議)

#### (3) 申請団体

社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会

#### (4) 選定項目・審査結果

申請団体名	選定項目	配点	選定委員			平均
			A	B	C	
社会福祉法人 大阪市西 淀川区社会福祉協議会	施設の設置目的の達成及び サービスの向上	35	32	29	30	30.33
	市費の縮減	50	50	48	48	48.67
	申請団体	5	3	3	4	3.33
	社会的責任・市の施策との整 合	12	2	2	2	2.00
	合計	100	87	82	84	84.33

#### (5) 選定理由

大阪市立西淀川区老人福祉センターの指定管理予定者選定にあたっては、1団体から申請があり、大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から提出された事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第15条に規定している選定基準に基づき総合的に評価・審査し、次の理由により指定管理予定者として適当であると判断しました。

社会福祉法人大阪市西淀川区社会福祉協議会については、これまでの実績を踏まえ、他施設・機関と連携を図りながら、高齢者の生きがいきり活動や地域福祉活動等への支援について、具体的に提案されており、一層の市民サービスの向上が期待できる事業計画となっている。

今後は、男性の利用者を増やす取り組みや、あまり外出されない方にも老人福祉センターを利用していただけるような取り組みの実施に期待する。

以上の理由で、社会福祉法人大阪市西淀川区社会福祉協議会が、大阪市立西淀川区老人福祉センターの指定管理予定者として適当であるとの結論に達した。

#### 4 選定委員名 役職 (五十音順)

鈴木 依子 (京都女子大学 家政学部 生活福祉学科 准教授)

武田 宗久 (公認会計士)

森 詩恵 (大阪経済大学 経済学部 地域政策学科 教授)

〔 担当：福祉局高齢者施策部いきがい課  
電話：06-6208-8054 〕